

文化会館利用時におけるセルフチェックシート（営利確認）

営利を目的とする文化会館利用取扱基準

- 1 観客、受講者等が支払う入場料等の徴収額が、2,000円を超過する場合
- 2 物品等の販売、買取等をする場合（有料相談会など役務の提供も含む）
- 3 不特定の入場者に対して、事業や商品、利益、投資等の説明会・勉強会を開催する場合
- 4 事業や商品の販売宣伝を目的として、会員募集や求人募集を行う場合
- 5 代表者または主宰者が講座や授業、レッスンなど施設を利用した活動で収益を得ている場合

上記基準に利用内容が該当する場合、利用料金が変わりますので、以下の質問項目について回答をお願いします。記入後、利用内容が変更となった場合は御連絡ください。また、申告いただいた内容と利用内容が異なっていることが判明した場合は利用料金を変更しますので、御理解御協力をお願いいたします。

※「尾張旭市文化会館利用料の免除に関する運用要領」記載の催物は確認対象外

問1 次のいずれかの内容での利用がありますか。

(1) 物品等の販売、買取等や有償での役務の提供（有料相談会や有料鑑定会など）を行う。
今回の利用やその前後に直接金銭的な取引が発生する場合は該当します。

(2) 不特定の入場者に対して、事業や商品、利益、投資等の説明会や勉強会を開催する。
社内研修会やサークルの勉強会など、同じグループ内での利用であれば該当しません。

(3) 事業や商品の販売宣伝を目的として、会員募集や求人募集を行う。

販売店などの会員募集やピアノ・ダンススクールなどのレッスン生募集、会社の採用試験や説明会が該当します。

- いずれかに該当する。 ⇒ 利用料金が通常の3倍となります。
- いずれにも該当しない。 ⇒ 続けて問2の回答をお願いします。

問2 観客、受講者等が支払う入場料等の徴収額について、一人当たりの最高額が2,000円を超過しますか。

- 該当する。 ⇒ 利用料金が通常の3倍となります。
- 該当しない。 ⇒ 続けて問3の回答をお願いします。

問3 代表者または主宰者が講座や授業、レッスンなど施設を利用した活動で収益を得ていますか。

講師が、会員（受講者）を募集し、会費や月謝等を集める場合が該当します。

自主学習グループの形でも、講師や上部団体等が実質的な運営をして収益を得ている場合（グループ会員が会計管理をしておらず講師等が管理しているなど）は該当します。

- 該当する。 ⇒ 利用料金が通常の3倍となります。
- 該当しない。 ⇒ 通常料金での利用となります。

団体名・個人名 _____

代表者名 _____

代表者連絡先 _____

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日